

料 金 表

〔低 圧〕

(東北エリア)

レ ジ ル 株 式 会 社

2 0 2 6 年 1 0 月 1 日 実 施

1 対象となるお客さま

- (1) この料金表〔低圧〕（東北エリア）（以下「この料金表」といいます。）は、当社の電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）にもとづき、契約種別および料金を定めるものです。
- (2) この料金表は、東北エリアのお客さまに適用いたします。

2 季節区分

この料金表における季節区分は、次のとおりといたします。

- (1) 夏 季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (2) その他季
夏季以外の期間をいいます。

3 契約種別

この料金表における契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別
電 灯 需 要	従 量 電 灯 B 〔 東 北 〕
	従 量 電 灯 C 〔 東 北 〕
動 力 需 要	動 力 プ ラ ン A 〔 東 北 〕

4 従量電灯B〔東北〕

- (1) 適用範囲
電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。
- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。
- (3) 契約電流
イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (4) 料 金
料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって

算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表6（燃料費等調整）(1)により算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	369円60銭
契約電流15アンペア	554円40銭
契約電流20アンペア	739円20銭
契約電流30アンペア	1,108円80銭
契約電流40アンペア	1,478円40銭
契約電流50アンペア	1,848円00銭
契約電流60アンペア	2,217円60銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

第1段	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円62銭
第2段	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円37銭
第3段	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円32銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	358円95銭
--------	---------

5 従量電灯C〔東北〕

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

契約容量は、次により算定された値といたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ需給契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量の値を、次により算定された値として取り扱うことがあります。この場合、他の小売電気事業者との間で契約容量の算出の基礎とした負荷設備を、当社との需給契約においても契約負荷設備として取り扱うものといたします。

イ 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表3（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社および当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表6（燃料費等調整）(1)により算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	369円60銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

第1段	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円62銭
第2段	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円37銭
第3段	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円32銭

6 動力プランA〔東北〕

(1) 適用範囲

動力を使用され、託送約款等の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社との協議が整ったときに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は、次により算定された値といたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ需給契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電力の値を、次により算定された値として取り扱うことがあります。この場合、他の小売電気事業者との間で契約電力の算出の基礎とした負荷設備を、当社との需給契約においても契約負荷設備として取り扱うものといたします。

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表3（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表2（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(1) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(2) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社および当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表6（燃料費等調整）(1)により算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものと

いたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,235円85銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	27円09銭	25円64銭

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

附 則

1 この料金表の実施期日

この料金表は、2026年10月1日から実施いたします。

2 既存契約に関する経過措置

この料金表の実施日前に、需給約款にもとづく需給契約を締結しているお客さまのうち、当社が需給約款33（需給契約の変更）(2)にもとづき交付または通知する書面により、この料金表の適用対象として特定するお客さまについては、当社が当該書面により契約内容の変更をお知らせしたうえで、当該書面に定める変更適用日から、この料金表を適用いたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める給付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき給付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌月の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申し出の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 契約容量および契約電力の算定方法

5（従量電灯C〔東北〕）(4)ロ、6（動力プランA〔東北〕）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

3 負荷設備の入力換算容量

- (1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水銀灯

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
4 0 以下	6 0	1 3 0	5 0
6 0 以下	8 0	1 7 0	7 0
8 0 以下	1 0 0	1 9 0	9 0
1 0 0 以下	1 5 0	2 0 0	1 3 0
1 2 5 以下	1 6 0	2 9 0	1 4 5
2 0 0 以下	2 5 0	4 0 0	2 3 0
2 5 0 以下	3 0 0	5 0 0	2 7 0
3 0 0 以下	3 5 0	5 5 0	3 2 5
4 0 0 以下	5 0 0	7 5 0	4 3 5
7 0 0 以下	8 0 0	1, 2 0 0	7 3 5
1, 0 0 0 以下	1, 2 0 0	1, 7 5 0	1, 0 0 5

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (1) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は換算率 1 0 0 . 0 パーセントを乗じたものといたします。
- (2) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3 5 以下	—	1 6 0	出力（ワット） × 1 3 3 . 0 パーセント
4 5 以下	—	1 8 0	
6 5 以下	—	2 3 0	
1 0 0 以下	2 5 0	3 5 0	
2 0 0 以下	4 0 0	5 5 0	
4 0 0 以下	6 0 0	8 5 0	
5 5 0 以下	9 0 0	1, 2 0 0	
7 5 0 以下	1, 0 0 0	1, 4 0 0	

ロ 3 相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）		
出力（馬力）	×	9 3 . 3 パーセント
出力（キロワット）	×	1 2 5 . 0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型 および移動型を含 みます。）	最高定格 管 電 圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量（入力） (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診療用装置	9.5キロボルトピーク 以下	2.0ミリアンペア以下	1
		2.0ミリアンペア超過 3.0ミリアンペア以下	1.5
		3.0ミリアンペア超過 5.0ミリアンペア以下	2
		5.0ミリアンペア超過 10.0ミリアンペア以下	3
		10.0ミリアンペア超過 20.0ミリアンペア以下	4
		20.0ミリアンペア超過 30.0ミリアンペア以下	5
		30.0ミリアンペア超過 50.0ミリアンペア以下	7.5
		50.0ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	9.5キロボルトピーク 超過 10.0キロボルトピーク 以下	20.0ミリアンペア以下	5
		20.0ミリアンペア超過 30.0ミリアンペア以下	6
		30.0ミリアンペア超過 50.0ミリアンペア以下	8
		50.0ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	10.0キロボルトピーク 超過 12.5キロボルトピーク 以下	50.0ミリアンペア以下	9.5
		50.0ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16

	125キロボルトピーク 超過	500ミリアンペア以下	11
	150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝ 最大定格1次入力（キロボルトアンペア）× 70パーセント

ロ イ以外の場合

入力（キロワット）＝ 実測した1次入力（キロボルトアンペア）× 70パーセント

(5) その他

イ (1)、(2)、(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

4 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(1) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(2) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

5 日割計算

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金または最低月額料金を日割りする場合

$$\text{1月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、需給約款17（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次によります。

従量電灯B〔東北〕または従量電灯C〔東北〕

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ なお、第1}$$

段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ なお、第2}$$

段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 需給約款17（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (3) (イ)に規定する第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

6 燃料費等調整

- (1) 燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に燃料費等調整単価を適用して算定いたします。燃料費等調整単価は、7（燃料費調整単価）、8（離島ユニバーサルサービス調整単価）および9（容量拠出金調整単価）の合計といたします。
- (2) 当社は、(1)に定める燃料費等調整単価をお知らせいたします。

7 燃料費調整単価

(1) 燃料費調整単価の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、 α 、 β 、 γ の値は、付表のとおりといたします。

また、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (1) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \left(\text{付表の基準燃料価格} - \text{平均燃料価格} \right) \times \frac{\text{付表の基準単価}}{1,000}$$

- (2) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \left(\text{平均燃料価格} - \text{付表の基準燃料価格} \right) \times \frac{\text{付表の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1、000円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

〔付表〕燃料費調整単価算出の基準値

α 、 β および γ の値	基準単価 (1キロワット時につき)	基準燃料価格
$\alpha = 0.0259$ $\beta = 0.2563$ $\gamma = 0.8915$	19銭7厘	83,500円

8 離島ユニバーサルサービス調整単価

(1) 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、 α 、 β 、 γ の値は、付表のとおりといたします。

また、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、離島平均燃料価格の上限は119,000円といたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(1) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が付表の離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{付表の離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{付表の離島基準単価}}{1,000}$$

(2) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が付表の離島基準燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{付表の離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{付表の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、供給電圧ごとに、付表のとおりといたします。

〔付表〕 離島ユニバーサルサービス調整単価算出の基準値

α 、 β および γ の値	離島基準単価 (1キロワット時につき)	離島基準燃料価格
$\alpha = 1.0000$ $\beta = 0.0000$ $\gamma = 0.0000$	0銭1厘	79,300円

9. 容量拠出金調整単価

- (1) 当社は、電力広域的運営推進機関より当社に請求される容量拠出金のうち、この料金表適用対象分について、使用電力量の見込みをもとに算定した金額を、1キロワット時あたりの単価（以下「容量拠出金調整単価」といいます。）として設定いたします。なお、容量拠出金調整単価は使用電力量の見込みにもとづき設定するものであり、実績との差額について、精算その他の調整は行いません。
- (2) 当社は、(1)に定める容量拠出金調整単価を、事前に当社ホームページなどを通じてお客さまに通知いたします。